

PART I MOST-FAVOURLED-NATION TARIFF

SECTION I Agricultural Products

SECTION I-B Tariff Quotas

Notes to Section I-B of Part I

Add the following paragraph:

"5. With regard to the agricultural products marked with the symbol "▲", the staging of quota quantity increase shall be as follows:

- 1995 379,000 MT (※)
 - 1996 454,800 MT (※)
 - 1997 530,600 MT (※)
 - 1998 606,400 MT (※)
 - 1999 644,300 MT (※)
 - 2000 682,200 MT (※)
- (※) Milled rice basis"

SECTION I - B Tariff Quotas

Delete:

" "ST Annex 5" Rice and its worked and/or prepared products and substitute:	379,000 MT(※)	758,000 MT(※)	(* 8) (※)Milled rice basis
" Rice and its worked and/or prepared products ▲	379,000 MT(※)	682,200 MT(※)	(* 8) (※)Milled rice basis

省 令

○農林水産省、厚生労働省、
環境省、経済産業省 令第二号

刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十八号）の施行に伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年十二月十二日

財務大臣 塩川正十郎
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 武部 勤
経済産業大臣 平沼 赳夫
環境大臣 川口 順子

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号八及び第二号八中「第二百八条の二」を「第二百八条の三」に改める。

附 則

この省令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

○経済産業省 令第十一号

刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十八号）の施行に伴い、及び特定家庭用機器

告 白

○法務省告示第五百六十五号

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第二條第一項及び第十條第二項（第十四條第二項で準用する場合を含む。）に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等を次のように定める。

平成十三年十二月十二日

法務大臣 森山 眞弓

再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三條第一項第一号の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年十二月十二日

経済産業大臣 平沼 赳夫
環境大臣 川口 順子

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号八及び第二号八中「第二百八条の二」を「第二百八条の三」に改める。

附 則

この省令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

規 則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成十三年十二月十二日

人事院総裁 中島 忠能

人事院規則一―五―一―

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「(二人)」を「(三人)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

示